令 和 ８ 年 度

除 排 雪 事 業 実 施 計 画
（案）

青　　森　　市

＜ 目　次 ＞

1 目的 1

2 除排雪実施体制 1

（１）除排雪の実施期間 1

（２）降・積雪状況の把握 1

（３）除排雪の実施体制及び組織 1

（４）災害時の体制及び組織 5

3 除排雪作業の実施方法等 6

（１）除排雪の区分 6

（２）除雪作業時間 6

（３）排雪作業時間 6

（４）除排雪の実施基準等 6

（５）歩道及び狭隘路線の除排雪 8

（６）除排雪作業の安全管理 9

（７）除排雪事業者間における連携による除排雪 9

（８）除排雪業務評価制度（青森地区） 10

4 市民との情報共有及び意見・要望への対応 12

（１）「雪に関する市民相談窓口」の設置 12

（２）雪のポータルサイトの構築・運用 12

（３）町会との意見交換 12

（４）計画の公表及び広報・啓発活動 13

5 パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等 13

（１）地域コミュニティ除排雪制度 13

（２）地域除雪活動支援事業 13

（３）青森市融雪施設設置支援制度 13

（４）青森市屋根雪処理施設設置支援制度 14

（５）安全対策の普及啓発 14

（６）屋根の雪下ろし費用の助成事業 14

（７）在宅一人暮らし高齢者等の雪処理対策事業（青森地区） 15

（８）高齢者世帯等冬期除雪サービス事業（浪岡地区） 15

（９）ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動 15

（10）冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業 16

（11）冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業 17

6 その他の雪対策 18
（１）雪捨て場の設置 18
（２）小中学校の校庭を活用した雪寄せ場の設置 19
（３）地域住民の雪捨て場 19
（４）地域住民の雪寄せ場 19
（５）凍結防止剤散布によるスリップ防止対策 20
（６）防雪柵の設置 20
（７）恒久的な雪処理施設による雪対策 21
（８）住民の自主的排雪への協力（浪岡地区） 21
（９）浪岡地区りんご園地基幹農道除雪体制の実施 21
（10）除排雪功労者表彰制度 21
（11）除雪オペレーター担い手育成支援（除排雪力向上ネットワーク形成事業） 21
（12）冬期間における通学路の安全確保 21
（13）「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」の遵守 22

7 資料編 24

1 目的

青森市は、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、市全域が特別豪雪地帯に指定されている。

本市において、冬期間における道路交通の確保と市民生活の安定を図ることは、市政の重要課題であり、近年の短期間に集中する降雪など、気象状況の変化にも的確に対応できる持続可能な除排雪体制を構築していくことが求められている。

令和７年度の豪雪では、短期間に集中的な降雪が続き、道路交通をはじめ、市民生活や経済活動に大きな影響が生じたことから、この経験を重く受け止め、迅速性を重視した除排雪作業の実施、豪雪時における国・県をはじめとする関係機関との連携強化、GPS 等のデジタル技術を活用した作業状況の把握及び情報発信など、除排雪体制の一層の強化を図り、本実施計画に反映した。

さらに「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力しながら雪処理に取り組むことにより、誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するものである。

本計画は、同条例第２条第３項に定める事業計画として策定するものであり、冬期間における都市機能の維持、道路交通の確保及び市民生活の安定を図るため、迅速かつ効率的な除排雪作業を実施するとともに、豪雪時にも対応できる除排雪体制を確立するための基本方針として定めるものである。

2 除排雪実施体制

（1）除排雪の実施期間

除排雪の実施期間は、令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。なお、除排雪実施期間前後であっても、降・積雪状況により除排雪を実施するものとする。

（2）降・積雪状況の把握

地域の降・積雪状況に応じた除排雪作業を実施するため、青森地方気象台が設置する観測地点 2 箇所（花園、大谷）及び青森県が設置する観測地点 3 箇所（横内、内真部、浪岡）の積雪情報を活用するほか、市独自の積雪観測点を青森地区に 3 箇所（新城地区、高田地区、戸山地区）、浪岡地区に 2 箇所（大釈迦地区、細野地区）設置し、市内の積雪状況を適切に把握できる体制を構築する。

また、気象情報提供業務を専門事業者に委託し、気象予測に関する専門的な知見を活用することで、降・積雪状況を的確に把握し、適切な除排雪の出動判断につなげる。

（3）除排雪の実施体制及び組織

除排雪事業を円滑に行い、適切な措置を講じるため、市長を本部長とした除排雪対策本部を設ける。

青森地区に都市整備部長を長とする支部を、浪岡地区に浪岡振興部長を長とする支部を置き、それぞれの下に各業務を担う責任者及び班を置く。また、両支部に属さない部局等の長を本部付けとして配置する（資料 1）。

①各班の設置

ア　総務班の設置

除排雪対策本部による道路除排雪作業をはじめとした冬期間における市民生活の安定を図るための各種取組を総括し、庁内及び関係機関等との円滑な連絡調整を実施するため、除排雪対策本部に総務班を設置する。

イ　監理班の設置

降・積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、除排雪対策本部に監理班を設置する。

青森地区においては、東・西側の海岸線沿いの地域、南側の山沿いの地域でそれぞれ天候が異なり、降雪・積雪状況や吹き溜まり等により道路状況が局地的に変化することから、地域の状況に沿った除排雪作業を実施するほか、町会等と地域情報等の共有を図る。

パトロールは、夜間の除排雪作業に向けた出動判断を行うため、日中に各担当区域の道路状況を確認することを基本とし、降雪状況や道路状況に応じて、夜間や早朝にも必要な確認を行う。

パトロールでは、路面の積雪・圧雪状況、わだちの発生状況、寄せ雪の堆積状況、道路幅員の確保状況、交差点等の交通支障箇所及び除排雪作業の実施状況などを確認し、その結果を出動判断や作業箇所の優先順位の決定、委託事業者への指示等に活用する。

さらに、工区巡回パトロール班 4 班を設置し、一般委託工区等の路面状況・要対応箇所の早期把握に努める。併せて幹線・雪捨て場パトロール班を配置し、幹線道路、雪捨て場、排雪運搬経路等を把握する。

また、夜間の作業に向けた準備体制の迅速化や具体的な指示を行うなど委託事業者との連携を図るため、除排雪対策本部からの出動指令は監理班から各委託事業者へ直接伝達する。

出動指令については、幹線・補助幹線・郊外幹線・一般委託工区・指定委託工区において、迅速性を考慮し、原則として除雪と排雪を分けて指令する。

パトロール車両にはクラウドカメラを搭載し、道路状況や除排雪作業の状況を映像等により記録し把握・共有することで、迅速かつ適切な対応に活用する。

浪岡地区においては、地形的に標高差があり、東西南北では降雪量や気象条件が大きく異なることから画一的な除雪を行うことができず、地域的に路面状況の把握と機種選定の対応が求められるため、浪岡地区を 22 ブロックに区分して地域的に有効かつ効率的な除雪を行う。

【監理班一覧】

班名	地域等
東部⑴パトロール班	東部⑴地区
東部⑵パトロール班	東部⑵地区
中部⑴パトロール班	中部⑴地区
中部⑵パトロール班	中部⑵地区
西部⑴パトロール班	西部⑴地区
西部⑵パトロール班	西部⑵地区
南部⑴パトロール班	南部⑴地区
南部⑵パトロール班	南部⑵地区
巡回(東部)パトロール班	東部⑴地区・東部⑵地区
巡回(中部)パトロール班	中部⑴地区・中部⑵地区
巡回(西部)パトロール班	西部⑴地区・西部⑵地区
巡回(南部)パトロール班	南部⑴地区・南部⑵地区
歩道・狭隘パトロール班	歩道・狭隘担当
要望・緊急⑴パトロール班	要望・緊急対応等
要望・緊急⑵パトロール班	要望・緊急対応等
幹線・雪捨て場パトロール班	幹線・雪捨て場
浪岡地区除排雪班⑴、⑵	浪岡地区

※資料４　パトロール班担当区域図（青森地区）

ウ　直営班の設置

除排雪事業者への委託による除排雪体制を基本としつつ、これを補完するため、除排雪対策本部に直営班を設置する。

直営班は、市が保有するタイヤショベル及びロータリを活用し、道路の拡幅除雪、歩道除雪、交差点やバス停周辺等の局所的な雪処理、緊急的な道路交通の確保など、機動的な除排雪作業を実施する。

また、これまで排雪を伴わない作業を中心としていたが、今冬からは4トンダンプトラック3台を確保し、除排雪機械と組み合わせることで、緊急的な雪盛りや局所的な堆雪の排雪にも対応できる体制としている。

エ　情報班の設置

気象情報、GPS・クラウドカメラによる除排雪作業の進捗状況、パトロール結果、市民からの相談・要望等の情報を一元的に収集・整理・分析し、除排雪対策本部における迅速かつ的確な判断を支援するとともに、各班、除排雪事業者及び関係機関との情報共有並びに市民への情報発信を行うため、除排雪対策本部に情報班を設置する。

オ　河川パトロール班の設置

以下の河川・水路等については、雨量観測情報やパトロールによる河川等の状況調査を実施し、河川・水路への投雪等による水害防止対策に努めるため、河川パトロール班を設置する。

河川名	延長（m）	起点	終点
西滝水路	500	滝内保育園	浪館前田橋
岡部水路	500	国道7号臨港道路交差点	石江神明宮
横手堰	6,000	問屋橋	野沢字横手
沼川支流	600	沼川（原別2丁目）	2号遊歩道緑地（原別2丁目）
馬屋尻堰	1,000	国道4号（馬屋尻字小金沢）	青森環状野内線（三本木字川崎）
貴船川	1,800	河口（野内字菊川）	矢田市民館
計	10,400		

カ　浪岡地区除排雪班の設置

浪岡地区の冬期間における市民生活の安定を図るため、浪岡地区除排雪班を設置する。

キ　防災班の設置（雪害対応体制移行後）

全庁での情報共有、市民への情報発信等を行うため防災班を設置する。

②除排雪業務管理の効率化

「青森市除排雪業務総合管理システム」の活用により、市職員による除排雪パトロール結果や除排雪事業に係る予算の執行状況、除排雪事業者に対する出動指令や作業日報等、これまで書類管理していた情報をデータベースにより一元的に管理する。

③ICT 技術（GPS、GIS 等）を活用した除排雪作業管理

除排雪車両に設置した GPS 端末を活用した「青森市除排雪車両位置情報管理システム」により、位置情報・作業軌跡・稼働状況等を把握するとともに、実績確認、日報作成・確認、進捗把握、作業管理に活用する。取得した作業軌跡を活用し、市民へ作業実施状況を情報提供する。

④国・県・市の連携による取組の実施

国・県・市の道路管理者による除排雪連絡調整会議を活用し、市内全域の効率的な除排雪の実施に努めるとともに、国道・県道と市道の接続交差点の除排雪範囲拡大、スクラム除雪の実施・拡充、雪捨て場の確保・活用等による連携を強化する。加えて、豪雪時の排雪作業に必要な輸送力確保のため、市内外の関係事業者・団体等との協力体制の確保に努める。

また、ダンプトラックをはじめとする除排雪重機を有効活用するため、国・県と密に連携を取りながら除排雪作業の調整を図る。

⑤除排雪作業の効率化

市所有の除排雪機械（小型ロータリ）について、歩道除雪作業のみならず拡幅除雪作業にも活用するなど効果的な運用による機動力向上を図るとともに、当該機械による除排雪作業を必要とする事業者に弾力的に貸与することにより、作業効率の向上を図る。

⑥雪捨て場の確保と効率的な運用

必要な雪捨て場の確保・拡充のため、市有地及び民有地の効果的な活用を図るほか、近隣に雪捨て場がない地域では小中学校のグラウンド等を一時的な雪寄せ場として活用することで作業の効率化を図り、既存の雪捨て場に加え、新設した雪捨て場（７か所）も含めた効率的な運用を図る。

また、豪雪時に既存の雪捨て場だけでは受入能力を確保できない場合に備え、国・県等と連携し国有地・県有地等の活用が可能となるようあらかじめ調整する。

⑦集中降雪等警戒体制及び雪害対応体制への移行・解除

除排雪対策本部は、市内の降・積雪等の状況が一定の条件に該当する場合、通常体制から集中降雪等警戒体制、雪害対応体制又は両体制へ移行し、所定の取組を行う。市内の降・積雪等の状況が一定の条件に該当しなくなった場合は、体制の移行を解除する。（資料 3）

なお、両体制への移行・解除は、支部単位で実施できる。

（４）災害時の体制及び組織

青森地方気象台における積雪深が 150cm 以上となることが見込まれ、市内において豪雪による災害が発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合には、直ちに市の組織全体で対応するため、豪雪災害対策本部を設置し、国・県・自衛隊等の外部応援体制や災害救助法・激甚災害指定などの法制度を活用し、市全庁的に災害対応を行う。（資料 2）

豪雪災害対策本部は、市内の観測地点（花園、浪岡）における積雪深が 100cm を下まわり、それ以後の降雪状況や道路状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがないと判断する場合に解除する。

①緊急屋根雪下ろし事業

豪雪災害対策本部設置以降、豪雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の市民が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、資力・労力がなく自ら屋根雪を処理できない世帯を対象に、市が緊急的に屋根雪下ろしを実施する。（災害救助法に基づく「障害物の除去」に準じて運用）

②青森市災害ボランティアセンターの設置

豪雪災害対策本部設置以降、青森市と青森市社会福祉協議会が協議し、必要と認める場合には、青森市災害ボランティアセンター（運営主体：青森市社会福祉協議会）を設置し、ボランティアの派遣を実施する。

③高齢者世帯等除雪支援隊の設置

豪雪災害対策本部が設置されたときは、市職員による高齢者世帯等除雪支援隊を編成し、65歳以上の高齢者世帯等の世帯を対象に、当該年度の住民税非課税世帯等の要件を満たした場合、降雪、積雪による居住する家屋の倒壊や破損、落雪、閉じ込め等を現地調査し、実施可能な範囲で間口除雪を緊急的に行う。

3 除排雪作業の実施方法等

除排雪対策本部は、降・積雪の状況を把握し、除排雪委託事業者との綿密な連携、調整を図りながら、効率的に除雪及び排雪作業を実施する。除排雪委託事業者は「資料 9」のとおり。

除排雪作業は除排雪作業委託仕様書及び除排雪作業安全管理マニュアルに基づき実施する。

（1）除排雪の区分

除排雪の対象地域は市全域とし、青森地区は、幹線・補助幹線・郊外幹線・一般委託工区・指定委託工区、歩道、狭隘路線、浪岡地区は、浪岡地区路線に区分し、それぞれの区分の出動基準や除雪方法に応じて除排雪を実施する。

なお、国道・県道等の市以外の道路管理者が管理する道路においては、それぞれの道路管理者にて実施する。

【青森地区】

① 幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線
② 補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線
③ 郊外幹線	郊外地域内における主要幹線（集落と集落を結ぶ幹線）
④ 一般委託工区	住宅密集地の生活道路
⑤ 指定委託工区	郊外地域の生活道路
⑥ 歩道	通学路や公共施設周辺等を主とする歩道
⑦ 狭隘路線	道路幅員が狭く、通常の除雪機械による作業が困難な路線

【浪岡地区】

⑧ 浪岡地区路線	浪岡地区の主要道路及び生活道路

（2）除雪作業時間

除雪作業を行う時間は、除雪路線のうち幹線については、原則として午前 6 時、その他の路線及び工区については、午前 7 時までとする。

ただし、道路交通機能の低下により市民生活に支障が生じた場合においては、上記以外の時間に作業を実施することができるものとする。

（3）排雪作業時間

排雪時間は、原則として、午後 9 時から翌日の午前 6 時までとする。

ただし、道路交通機能の低下により市民生活に支障が生じた場合においては、上記以外の時間に作業を実施することができるものとする。

浪岡地区は、日中排雪を原則とするが、商店街等の日中排雪が困難な地域については、事前に関係機関と十分調整した上で夜間作業を実施するものとする。

（4）除排雪の実施基準等

【青森地区】

① 除排雪作業は、常に気象情報等による降・積雪等の情報収集及び分析をし、降・積雪状況、雪質、道路状況等を勘案しながら出動指令を発出する。

② 除雪作業と排雪作業は、原則として分けて実施し、道路交通に支障が生じないよう、除雪作業を先行する。

③ 除排雪作業は、市が降・積雪状況や道路状況等を踏まえて出動の要否を判断し、委託事業者に出動を指令することを基本とする。また、委託事業者は、現場の状況に応じて作業方法等を判断し、必要に応じて市と協議しながら適切に作業を実施する。

④ 排雪作業は、原則として次の除雪作業に支障が生じないよう着手するが、道路幅員や寄せ雪の堆雪状況等を踏まえ、必要に応じ部分的な排雪を実施するなど、個々の路線状況に応じて実施個所や優先順位を判断し実施する。

⑤ 平時から、緊急車両、ごみ収集車、配送車など車両の通行確保を最優先とし、市民生活に支障のないよう努める。

⑥ 冬期間における学校･市民センター等の防災活動拠点施設や避難所周辺の道路交通を確保し、有事の際、市民が安全で速やかに避難できるよう努める。

⑦ 夜間からの大雪によって交通への支障が予測される場合は、気象情報及び道路状況を勘案し、必要に応じて夜間に出動指示を行うものとする。

⑧ 主要路線（バス路線等）の交差点部分の雪処理については、道路状況等に応じて、各道路管理者との協議により、適切な処理を行う。

⑨ 除排雪を円滑、かつ、適切に実施するため、国・県・市の連携はもとより、委託事業者との綿密な調整を図るとともに、市民・事業者との協力体制の強化や役割分担の明確化により、官民一体の雪対策の推進に努める。

⑩ 除排雪事業の契約方式は、作業実績に応じて委託料を算定する単価契約を基本とし、除雪作業は作業延長、排雪作業は作業量等を基に算定することで、作業内容や実績に応じた適切な費用負担を図る。

⑪ 除排雪作業の実施状況については、作業記録や現地確認等により、作業の出来高及び仕上がり状況を確認し、不適切な作業が認められた場合は、委託事業者に手直し等を指示するとともに、その状況を業務評価に反映する。

出動基準及び除雪水準

<table>
<tr><th>道路分類</th><th>目安となる要素</th><th>出動基準</th><th>除雪水準</th></tr>
<tr><td>幹　　線</td><td>バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線</td><td>おおむね降雪10ｃｍ以上で、かつ交通への支障が見込まれる場合。</td><td rowspan="3">除雪幅は、車線数（※1）を確保できる幅員とする。
（交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する。）</td></tr>
<tr><td>補助幹線</td><td>地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線</td><td rowspan="4">おおむね降雪15ｃｍ以上で、かつ交通への支障が見込まれる場合。</td></tr>
<tr><td>郊外幹線</td><td>郊外地域内における主要幹線（集落と集落を結ぶ幹線）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般委託工区・
指定委託工区</td><td>道路幅員6.5m以上</td><td>小型自動車（※2）同士のすれ違いを可能にする。</td></tr>
<tr><td>道路幅員6.5m未満</td><td>救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する。</td></tr>
</table>

（※1）車線数は、原則、2 車線以上とする。
（※2）小型自動車とは、道路運送車両法上の小型自動車のことを指す（一般的には普通車）。

【浪岡地区】

① 早朝除雪は、職員の除雪パトロールに加え、気象情報等による降・積雪等の情報収集及び分析をし、降・積雪状況、雪質、道路状況等を勘案しながら、降雪量がおおむね 5～10cm 以上に達したと判断された場合、かつ、交通の確保が困難と認められる場合に出動指示を行う。

また、路線によっては、5～10cm 以下であっても、地吹雪または路面の融雪状態（シャーベット状）により交通に支障を及ぼすことがある場合は、その都度出動指示を行う。

昼夜を問わず大雪によって交通への支障が予測される場合は、気象情報及び道路状況を勘案し、必要に応じて出動指示を行うものとする。

② 除雪路線は、冬期間の安定した自動車通行を可能とするため機械による除雪を主体として行い、通行量、その他必要性に応じて決定するものとする。

重要な生活路線については、2 車線以上の幅員確保を原則とし、その他の路線についても常時交通の確保に努める。

③ 排雪作業は、道路幅員の状況を考慮し、雪の堆積が交通の支障となった場合実施する。日中排雪を原則とするが、商店街のように日中の排雪が困難な地域については、夜間に行うものとする。

（狭隘路線については、状況を見極めながら実施する。）

（実施方法） 直営 ： 除雪作業後の道路拡幅及び交差点部等の排雪

委託 ： 除雪路線及び狭隘路線の排雪

④ 集中降雪等警戒体制への移行時をはじめとする、急激な路面状況の悪化による道路交通機能の大幅な低下が想定される場合には、早期の道路交通機能の回復を図るものとする。

⑤ 路上または路側の堆雪が交通の障害となる場合や、道路幅員の確保が困難となった場合、当該箇所の雪を他に運搬、除去する運搬除雪を行う。排雪作業中は、事故の発生に特に留意するものとし、立て看板等で作業中であることを明記し、前後進時及び交差点部への交通整理員の配置のほか、必要に応じて宅地等への出入りを監視する交通整理員も配置する。

（5）歩道及び狭隘路線の除排雪

【青森地区】

歩道

① 歩道幅員 2.5m 以上の除排雪

幅員 2.5m 以上の歩道の除排雪については、小型ロータリ除雪車により実施し、市街地の歩道でバス路線及び住宅地で歩行者が多い地域を重点的に実施する。

② 歩道幅員 2.5m 未満の除排雪

幅員 2.5m 未満の歩道の除排雪については、ハンドガイド式小型除雪機又は人力で実施する。なお、歩道幅員が狭く、常時除雪ができない箇所については、車道の排雪時に歩道の確保に努める。

③ 機械除雪が困難な箇所の除雪

機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りについては、人力による除雪を実施する。

④ 学校周辺の雪盛り等の解消

学校等から通学路に関する詳細な情報を入手し、通学路において歩行の支障となっている雪盛り等の早期解消に努める。

⑤ パートナーシップによる除雪

PTA などによる小学校除雪協力会や町会等に対し、ハンドガイド式小型除雪機を貸与することにより、住民とのパートナーシップによる歩道等の除雪を促進する。

⑥ 冬期バリアフリーの推進

「第２期青森市冬期バリアフリー計画」に基づき、青森駅周辺を含めた中心市街地や新青森駅周辺及び中心市街地へ至る主要な経路においては、重点的な除雪の実施により歩行者空間の確保に努め、安全に移動できるようなネットワーク化を図る。それ以外においては、学校、公共施設等の拠点施設周辺の除雪強化により歩行者空間の確保に努める。

狭隘路線

積雪及び道路状況等の実状に応じ、車道幅員 2.5m から 3.0m の狭隘路線の除排雪を小型の除雪車等により実施する。

工区内の狭隘路線は当該工区における除雪作業又は排雪作業と同時期に実施し、工区外の狭隘路線は道路状況等に応じて別途出動指示を行う。

なお、狭隘路線は、使用できる除雪機械や作業方法に制約があることから、一般の路線と比較して除雪頻度が少なくなる場合がある。

【浪岡地区】

歩道の除排雪については、小型ロータリ除雪車により実施し、歩行者空間を確保するものとする。また、機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りについては、人力による除雪を実施し、歩行者空間の連続性を確保する。通学路については、迅速な情報の収集により、歩行の支障となっている雪盛り等の早期解消に努める。通常除排雪が行われない狭小路線については、積雪及び道路状況等の実情に応じ、小型除雪車により排雪作業を実施する。

（６）除排雪作業の安全管理

①　講習会の実施（除排雪力向上連携ネットワーク形成事業）

豪雪災害時においても、青森圏域の連携市町村が市民生活の維持及び道路交通の確保ができるよう、連携して除排雪作業ができる体制の構築を目指し、連携市町村の除排雪力の向上に資する取組として、青森圏域の除排雪を担う者を対象に、運転技術や安全意識の向上を目的とした除排雪オペレーター講習会を開催する。

②　安全管理の徹底

安全管理については、除排雪作業安全管理マニュアルに基づく業務体制を構築し、安全な除排雪作業を徹底する。

③　市民への安全啓発

除排雪作業中の事故を防止するため、市民に対し、作業中の除雪機械に近づかないことや、道路への出し雪を行わないことなどについて、広報紙や市ホームページ等による周知のほか、パトロール時の声掛けなどを通じて注意喚起を行う。

（７）除排雪事業者間における連携による除排雪

除排雪事業者による除排雪作業の実施に当たって、除排雪作業に遅れが生じたと認められる場合には、周辺工区等の受託事業者が作業を実施するなどにより、周辺地域内における作業の進捗のばらつきの解消を図る。それでもなお、作業の遅れが生じると認められる場合には、東青除排雪協会や浪岡除雪災害防止対策協議会（以下「協会等」という。）に加入している事業者等と連携を強化し、道路交通の早期確保に向けて除排雪作業に遅れが生じた工区の応援除雪の体制を整える。

また、建設工事の総合評価落札方式を適用する一般競争入札において、市と協会等との間で締結された「連携除排雪に関する協定」に基づく連携事業者には、連携除排雪協定に関する評価項目で配点するほか、実際の除排雪の支援を行った事業者には、除雪業務の実績に関する評価項目の配点に加点し、除排雪の支援を受けた事業者は配点から減点する。ただし、市内の降雪状況等を勘案し、市が必要と認めて実施した支援については、この限りではない。

なお、除排雪の支援に当たっては、雪の状況等を考慮し、事業者と協議したうえで作業期間を設定し、その期間で作業が完了しなかった場合に支援の要否を判断する。

（８）除排雪業務評価制度（青森地区）

各委託事業者が除排雪作業に関する課題・問題点を認識し、除排雪作業水準の均一化及び技術力の向上を図るため、除排雪業務評価制度を実施する。

評価にあたっては、作業の迅速性を重視した評価配分や評価項目ごとの数値基準を定め、客観性及び透明性を確保した総合的な評価を行う。

評価結果については、各委託事業者に通知し、必要に応じて指導を行うなど除排雪作業の改善・向上に活用するものとする。

＜参考＞青森地区登録除排雪車両台数（※令和７年度実績）

区分	使用車両						
	ショベル	ダンプ	グレーダー	ロータリ	ドーザー	その他	計
事業者調達分	764 （668）	1,388 （1,147）	24 （23）	62 （59）	153 （138）	46 （46）	2,437 （2,081）
市貸出分	—	—	4	14	—	—	18
合　　計	764 （668）	1,388 （1,147）	28 （27）	76 （73）	153 （138）	46 （46）	2,455 （2,099）

※1　その他とは、ブルドーザー・バックホー・散布車をいう。
※2　（　）内は実台数

＜参考＞浪岡地区登録除排雪車両台数（※令和７年度実績）

区分	使用車両						
	ショベル	ダンプ	グレーダー	ロータリ	ドーザー	その他	計
事業者調達分	13	88	2	2	71	9	185
市貸出分	—	—	1	—	2	1	4
浪岡直営分	—	—	—	6	—	—	6
合　　計	13	88	3	8	73	10	195

※1　その他とは、ブルドーザー・バックホー・散布車をいう。

4 市民との情報共有及び意見・要望への対応

除排雪事業に関する情報を市民に分かりやすく提供するとともに、市民から寄せられる相談･要望や地域の実情を的確に把握し、除排雪業務への反映を図るため、相談受付体制の充実、積極的な情報発信及び地域との情報共有に取り組む。

（1）「雪に関する市民相談窓口」の設置

除排雪事業をはじめとする雪処理全般に関する市民からの要望・問合せ等に迅速かつ的確に対応するため、「雪に関する市民相談窓口」を設置する。

除排雪に関する相談や要望について、位置情報や写真と合わせてスマートフォンやパソコンから 24 時間いつでも投稿できる市民要望受付システムを市ホームページ上に新たに整備し、運用する。

また、青森地区においては民間のコールセンターを設置し、豪雪時においても安定した応答率を確保するため、降雪状況や相談件数に応じた電話回線の増設や自動音声案内の活用などにより、受付体制能力の維持を図る。

市民から寄せられた相談・要望については、内容や対象路線等を整理し、パトロールによる現地確認や除排雪作業の優先順位の判断等に活用する。

＜雪に関する市民相談窓口＞

雪に関する市民サービスの向上を図るため、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで、市民からの雪処理や各種雪対策に関する相談・要望等を幅広く受付する。

- ▷ 開設時間　午前 8 時 30 分から午後 6 時 00 分まで（積雪状況により変更あり）
- ▷ 受付方法　電話、窓口、FAX、市民要望受付システム
- ▷ 連 絡 先　青森地区：℡ 050-5536-9940(コールセンター)　Fax 017-752-9019
 浪岡地区：℡ 0172-62-1168　Fax 0172-62-8125
 青森地区・浪岡地区共通　メール　yuki-sodan@city.aomori.aomori.jp
 市民要望受付システム https://aomori-city.liqlid.jp/l-r8-report

令和 7 年度の実績　相談件数 24,314 件（青森地区 23,488 件、浪岡地区 826 件）

※国道・県道の除排雪に関する相談窓口

国道及び県道については、市道とは道路管理者が異なるため、除排雪に関する相談・要望等は、次の窓口へ連絡する。

国道 4 号及び 7 号：国土交通省 青森地区国道維持管理室　℡ 017-734-4530　Fax 017-722-2554
県道及び上記以外の国道：青森県 東青県土整備事務所　道路施設課　℡ 017-728-0247　Fax 017-728-0235

（2）雪ポータルサイトの構築・運用

これまで市ホームページや SNS 等で個別に発信していた雪に関する情報を集約し、市民が必要な情報を分かりやすく入手できるよう、市ホームページ上に「雪ポータルサイト」を新たに開設する。

同サイトでは、除排雪の実施方針や、市から事業者への除排雪作業指令状況に加え、今冬から導入する GPS を活用して把握した除排雪作業の実施状況等を提供し、市民への情報提供の充実を図る。

（3）町会との意見交換

地域の実情に沿った除排雪の実施に向け、本市の除排雪実施方針の説明及び高齢者世帯や町会の空き地等の地域情報の町会・事業者・市の 3 者での共有を行うとともに、除排雪調整会議を各地区連合町会ごとに開催する。

また、同会議のほか、町会連合会等との意見交換や各町会との個別協議など、様々な機会を捉えて地域の意見・要望の把握に努め、除排雪業務の改善に活用する。

（4）計画の公表及び広報・啓発活動

除排雪事業実施計画は、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」第 2 条第 3 項の規定に基づき、除排雪調整会議における各町会への配付、雪ポータルサイトへの掲載及び公共施設等への設置等により公表する。

また、除排雪事業の取組内容や、玄関先・車庫前の寄せ雪処理への協力、道路への出し雪や路上駐車の防止等について、市民に分かりやすく周知するため、情報共有や啓発のためのチラシを作成し、毎戸配布する等の広報・啓発活動を行う。

5 パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等

（1）地域コミュニティ除排雪制度

【問合せ先　道路維持課・浪岡振興部都市整備課】

各町（内）会、委託事業者、市の三者があらかじめ特定の地域の除排雪の実施方法について協議し、締結した協定に基づき、その地域の特性に応じた効率的で効果的な除排雪作業を実施する。

○　想定される協定項目：排雪タイミング、日中作業、雪盛り箇所の指定、寄せ雪基準、雪弱者対策、違法駐車、雪出し対策、歩道確保、住民による作業確認の実施等。

○　利用可能団体：町(内)会、まちづくり協議会、自治会等（商店街や地域の雪対策を行うために組織された団体なども対象）

○　期待される効果

・利用団体　：地域の実情に応じたきめ細やかな除排雪作業が可能
・委託事業者：利用団体との連携で違法駐車や雪出しの防止により作業効率が向上
・市　　：地域住民の除排雪に対する理解・満足度が向上

※令和 7 年度の実績　15 団体

（2）地域除雪活動支援事業

【問合せ先　道路維持課・浪岡振興部都市整備課】

地域における自主的な除雪活動を促進するとともに、各町（内）会等との連携による除雪体制の充実を図るため、青森地区及び浪岡地区を対象に、所有する小型除雪機を活用して自主的に実施する道路や歩道の除雪作業に要する燃料費について、1 団体あたり 2 万円を上限に支援する。

（3）青森市融雪施設設置支援制度

【問合せ先　建築指導課】

融雪機（槽）やロードヒーティングの設置資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子の全部または一部を助成して支援する。

○ 貸付金額：10 万円以上 300 万円以内。

○ 貸付利子：返済期間が 5 年以内の場合は無利子、5 年を超え 10 年以内の場合は低利子。

※令和 8 年度は、予算の上限に達したため申込の受付は終了しました。

※令和 7 年度の実績　26 件

（4）青森市屋根雪処理施設設置支援制度

【問合せ先　建築指導課】

既存の屋根を無落雪に改良する場合や、屋根に融雪施設を設置する場合の資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子の全部または一部を助成して支援する。

○ 貸付金額：10 万円以上 400 万円以内。

○ 貸付利子：返済期間が 5 年以内の場合は無利子、5 年を超え 10 年以内の場合は低利子。

※令和 7 年度の実績　1 件

（5）安全対策の普及啓発

【問合せ先　道路維持課】

地域における除排雪作業の担い手確保・育成及び除排雪作業時等の死傷事故を防止するための安全対策の普及活動に向けた以下の取組を実施する。

① 除雪ボランティア支援として、スコップ・安全帯・ヘルメット等の除雪用具の貸出しを実施

② 除排雪作業時の事故防止に向けたパンフレットの配布

③ 雪下ろし等事業者の公開

＜参考＞青森市ボランティアポイント制度活用による雪処理支援

【問合せ先　福祉政策課、青森市社会福祉協議会、道路維持課】

雪対策支援や高齢者支援などの地域のボランティア活動の推進及びボランティア活動を行う人材の育成・確保を目的として創設した青森市ボランティアポイント制度をきっかけに、大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民が担い手となることが期待されるとともに、地域の自主的な除排雪活動を支援する。

〇活動者の登録要件

満 18 歳以上で市内に居住又は通勤若しくは通学している方（高校生を除く。）

〇制度概要

1 時間の活動につき、1 ポイント（100 円相当）で 1 日 2 ポイントを上限にポイントを付与。
貯まったポイントは 50 ポイントを上限に商品券や交通ポイント引換券と交換できる。

〇対象事業（雪対策支援）

（6）、（8）、（10）、（11）の各事業及び町会、地区社会福祉協議会が自主的に行う歩行者空間確保のための雪処理活動

※令和 7 年度の実績（雪対策支援）　延活動者数 369 人　活動ポイント 10,393 ポイント

（6）屋根の雪下ろし費用の助成事業

【問合せ先　福祉政策課】

自力で屋根の雪下ろしを行うことが困難な 65 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級（3 級は視覚障がい又は内部障がいに限る）、愛護手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方のみの世帯、母子世帯（子は 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）、または市長が特に必要と認める世帯のうち、次の対象要件全てに該当する世帯が、事業者等に屋根の雪下ろしを依頼した際に、市がその費用の一部を助成する。（年齢は令和 9 年 3 月 31 日現在）

○ 対象要件：・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住
・同一の建物に居住する世帯全員が当該年度の住民税非課税（※）
・生活保護世帯でないこと
※　雪害対応体制移行時には住民税が課税されている世帯も対象に加える。

○ 助成額

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
除排雪対策本部 （雪害対応体制）移行前	屋根の雪下ろし費用の 1/2 （上限額 25,000 円）	―
除排雪対策本部 （雪害対応体制）移行後	屋根の雪下ろし費用の 1/2 （上限額 50,000 円）	屋根の雪下ろし費用の 1/4 （上限額 25,000 円）

※令和 7 年度の実績　629 件

（7）在宅一人暮らし高齢者等の雪処理対策事業（青森地区）

【問合せ先　青森市社会福祉協議会】

【福祉の雪対策事業】

自力で除雪することが困難な 75 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級（3 級は視覚障がい又は内部障がいに限る）の交付を受けている方のみの世帯、要介護 3 から 5 の認定を受けた方のみの世帯などのうち、次の対象要件全てに該当する世帯に対し、ボランティアによる間口（自宅の玄関から公道までの通路）除雪支援を実施する。

○ 対象要件：・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住
・同一の建物に居住する世帯全員が当該年度の住民税非課税
・居住している町会及び隣接している町会に 3 親等以内の親族が居住していないこと

※令和 7 年度の実績　登録件数 298 世帯　延実施回数　11,089 回

【屋根の雪下ろし奉仕活動】

積雪が 1m を超えた場合、自力で除雪することが困難な 65 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級（3 級は視覚障がい又は内部障がいに限る）の交付を受けている方のみの世帯、子どもが 18 歳未満の母子世帯などのうち、次の対象要件全てに該当する世帯に対し、ボランティアによる屋根の雪下ろしを実施する。

○ 対象要件：・市内に住所を有し、自己所有の一戸建て住宅に居住していること
・低所得であること　・市内に親族が居住していないこと
・敷地内又は近隣に雪捨て場が確保できること　・生活保護世帯でないこと

※令和 7 年度の実績　13 件

（8）高齢者世帯等冬期除雪サービス事業（浪岡地区）

【問合せ先　浪岡振興部健康福祉課】

浪岡地区に住所を有する 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等で、住民税非課税世帯で市税に滞納がなく、除雪を援助する親族が浪岡地区に住んでいないなどの理由により、独力で除雪することが困難な高齢者世帯等を対象に、自宅の玄関から公道までの通路を、歩きやすいように除雪を実施。（自己負担 1 時間あたり 200 円）

※令和 7 年度の実績　登録件数 17 世帯　延実施回数　295 回

（9）ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動

【問合せ先　青森市社会福祉協議会】

中・高等学校生徒などによる冬期間の地域貢献活動としてひとり暮らし高齢者世帯の「除雪奉仕活動」を実施する。

令和 7 年度の実績　5 件

（10）冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業

【問合せ先　学務課】

冬期間、児童の安全な通学を確保するため、PTA などによる小学校除雪協力会に対し、ハンドガイド式小型除雪機の貸与を実施する。

番号	実施校	実施年	番号	実施校	実施年
1	荒川小学校	平成11年度	20	三内小学校	平成14年度
2	横内小学校	平成11年度	21	北小学校（旧奥内小学校）	平成14年度
3	小柳小学校	平成11年度	22	浜田小学校	平成14年度
4	新城中央小学校	平成11年度	23	泉川小学校	平成14年度
5	堤小学校	平成12年度	24	幸畑小学校	平成14年度
6	莨町小学校	平成12年度	25	長島小学校	平成15年度
7	千刈小学校	平成12年度	26	筒井小学校	平成15年度
8	原別小学校	平成12年度	27	合浦小学校	平成17年度
9	野内小学校	平成12年度	28	橋本小学校	平成17年度
10	浪打小学校	平成13年度	29	高田小学校	平成18年度
11	佃小学校	平成13年度	30	浦町小学校	平成24年度
12	甲田小学校	平成13年度	31	浜館小学校	平成24年度
13	金沢小学校	平成13年度	32	大野小学校	平成25年度
14	東陽小学校	平成13年度	33	篠田小学校	平成26年度
15	新城小学校	平成13年度	34	浪岡野沢小学校	平成26年度
16	戸山西小学校	平成13年度	35	油川小学校	平成28年度
17	三内西小学校	平成13年度	36	浪館小学校	令和元年度
18	古川小学校	平成14年度	37	女鹿沢小学校	令和8年度
19	沖館小学校	平成14年度			

（11）冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業

【問合せ先　道路維持課】

住民協力による、安全で快適な歩行者空間を確保するため、町会等にハンドガイド式小型除雪機の貸与を実施する。

番号	実施団体	備考	番号	実施団体	備考
1	戸崎町会		31	みどりヶ丘町会	
2	新城大坂町会		32	青森総合卸センター	
3	東片岡町会		33	幸畑団地西町会	
4	赤坂町会		34	幸畑団地地区まちづくり協議会	
5	新井田町会		35	県営唐橋町会	
6	仲町町内会		36	雲谷町会	
7	堤小学区除雪協力隊		37	三内団地自治会	
8	緑・青葉町会		38	松森団地町会	
9	稲元第三町会		39	新城下町町会	
10	西奥野町会		40	浜田ニュータウン町会	
11	小柳町会		41	ニコニコ通り商店会	
12	油川寺町町会		42	古川グルメ商店街	
13	大矢沢町会		43	三内中学校区学校運営協議会	
14	浪打小 PTA 有志除雪隊		44	青森市立東中学校 PTA 除雪チーム	
15	自由ヶ丘町会		45	造道小学校 PTA	
16	浜館町会		46	浪岡中学校 PTA	
17	南桜川団地町会		47	しらかば町会	
18	里見町会		48	沖館中学校 PTA	
19	蛍ヶ丘町会		49	油川中学校区学校運営協議会	
20	市営住宅戸山団地町会		50	浪岡北小学校 PTA	
21	岡造道町会		51	石江江渡中町会	
22	浅虫町会		52	青森市立南中学校父母と教師の会	
23	桜川団地町会		53	原別小学校運営協議会	
24	油川コミュニティ協議会		54	筒井南小学校除雪協力隊	
25	栄町町内会		55	新城中学校 PTA 除雪ボランティア	
26	駒込町会		56	幸畑第四町会	
27	太陽台町会		57	ベイサイド柳川自治会	
28	幸畑ひばりヶ丘町会		58	やはぎ町会	
29	野内地域除雪協力隊		59	新赤坂町会	
30	幸畑スノーチーム				

6 その他の雪対策

（1）雪捨て場の設置

機械除排雪を円滑に行うため、雪捨て場を設置する。

番号	場所	面積（㎡）	管理	備考
1	油川埠頭	5,100	県	今年度まで利用可能
2	沖館埠頭	1,400	県	
3	堤埠頭	2,400	県	
4	六枚橋	10,400	市	新設
5	国道4号南（宮田）	9,200	市	
6	野内字浦島	5,400	市	
7	野内小笹北	6,300	市	民有地
8	野内小笹南	4,500	市	民有地
9	矢田前	4,200	市	民有地
10	小柳市営住宅跡地	12,800	市	新設
11	月見野	22,000	市	
12	戸山	11,000	市	
13	戸山団地北側	6,000	市	
14	戸山団地東側	3,000	市	
15	幸畑谷脇	20,500	市	民有地
16	大矢沢	20,300	市	
17	荒川成瀬	5,100	市	民有地
18	大野	23,100	市	民有地　面積拡大
19	三内清掃工場跡地	4,000	市	新設
20	三内	15,600	市	民有地
21	油川実法	6,200	市	新設　民有地
22	新城福田北	6,300	市	民有地　名称変更（旧名称：新城福田）
23	新城福田南	6,400	市	新設　民有地
24	国道7号（新青森駅）	10,300	市	新設　民有地
25	新城山田	10,700	市	新設　民有地
26	新城平岡	7,700	市	民有地
27	平岡8号線北	10,300	市	民有地
28	平岡8号線南	7,500	市	民有地
29	青森競輪場	7,700	市	県と共同利用
30	野木	8,500	市	民有地
31	四ツ石	4,000	市	民有地
32	畜産センター南	11,100	市	民有地
33	鶴ヶ坂	3,800	市	民有地
34	孫内	2,700	市	民有地
35	浪岡地区（野沢地区）	20,000	市	
36	浪岡地区（五郷地区）	6,400	市	
37	浪岡地区（大杉地区）	3,600	市	民有地
38	浪岡地区（五本松地区）	12,000	市	
39	浪岡地区（女鹿沢地区）	7,700	市	
40	浪岡地区（女鹿沢地区）	4,500	市	民有地
41	浪岡地区（大杉地区）	3,700	市	民有地
42	浪岡地区	18,800	市	
－	青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設	－	県	浜町緑地内
－	八重田積雪融雪処理槽	－	市	八重田浄化センター内
計		370,200	公有地185,600㎡　民有地184,600㎡	

（2）小中学校の校庭を活用した雪寄せ場の設置

雪捨て場が不足する地域における排雪作業の円滑化を図るため、小中学校の校庭を活用する。

番号	場所	面積（㎡）	管理	備考
1	南中学校	13,300	市	
2	古川中学校	12,000	市	
3	金沢小学校	8,000	市	
4	浜田小学校	10,300	市	
5	小柳小学校	16,800	市	うち3,800㎡を活用
6	沖館中学校（豪雪災害時のみ活用）	12,000	市	
7	佃小学校（豪雪災害時のみ活用）	8,700	市	うち7,300㎡の敷地の一部を活用
8	佃中学校（豪雪災害時のみ活用）	12,300	市	
9	幸畑小学校（豪雪災害時のみ活用）	9,700	市	
計		103,100		

（3）地域住民の雪捨て場

地域住民がダンプトラックで雪を捨てるため、下記の雪捨て場を開放する。

また、浪岡地区においては、機械除排雪のための雪捨て場を地域住民に開放する。

番号	場所	面積（㎡）	所有	備考
1	油川埠頭	5,100	県	
2	沖館埠頭	1,400	県	4t以上のダンプのみ（※）
3	堤埠頭	2,400	県	開放時間　8:00～16:00
4	八重田浄化センター敷地内	12,000	市	開放時間　8:00～16:00
5	新田浄化センター敷地内	9,000	市	開放時間　8:00～16:00
6	大矢沢	9,400	民有地	開放時間　8:00～16:00
計		39,300		

（※）：ダンプアップ機能を有する等、直接海洋投棄できる場合に限り 4 トン未満のダンプも搬入

（4）地域住民の雪寄せ場

公有地及び民有地の活用により、付近住民がスノーダンプ等で投雪できる雪寄せ場を設置する。

【遊休市有地等の活用】

番号	設置場所	面積（㎡）	所有	備考
1	沖館福祉館跡地	1,061	市	沖館五丁目13-34
2	ヤード跡地北側	1,782	市	中央三丁目5-4
3	青森市総合福祉センター西南	1,300	市	中央三丁目14-2
4	青森市総合福祉センター南東	3,500	市	浦町字橋本335-12
5	国道7号高架下	1,600	国	富田二丁目地内
6	旧高田支所跡地	505	市	高田字日野237
7	戸山雪捨て場南側	3,376	市	戸山字赤坂地内
8	市営住宅戸山団地西側	3,500	市	蛍沢三丁目17-17
9	浜田小学校南側	3,552	市	浜田字豊田28-14他
10	アピオあおもり西側	1,100	市	中央三丁目12-4他
11	県民福祉プラザ南側	2,500	市	浦町字橋本566-1
12	市営住宅花園団地跡地	1,585	市	花園二丁目529-5
計12箇所		25,361		

【公園・学校用地の活用】

付近住民がスノーダンプ等で投雪できる雪寄せ場として、公園や小・中学校用地の一部（施設に支障のない範囲）を開放する。

【民有地の活用（市民雪寄せ場)】

住宅密集地に空き地を所有している方が、町(内)会との契約により、地域の雪寄せ場として町会に無償で貸付する場合、固定資産税の一部を減免する「市民雪寄せ場事業」により民有地の活用を図る。市民雪寄せ場事業については、啓発チラシや広報等により制度の PR を行うほか、道路維持課、資産税課、各市民センター及び各支所において手続きに必要な書類を設置し、市民雪寄せ場の確保に努める。

また、市民雪寄せ場の排雪については、状況に応じて適宜実施する。

※令和 7 年度の実績　351 件

（5）凍結防止剤散布によるスリップ防止対策

冬期間の交通機能の低下や路面凍結によるスリップ等を防止するため、橋梁・踏切・急勾配地区や市街地交差点部等に凍結防止剤を散布する。

（6）防雪柵の設置

道路の吹き溜まり等を防止し、路面の良好な状態を維持するため、地区の状況を実態調査しながら、市道及び民有地へ固定式又は仮設式の防雪柵を設置する。

番号	設置場所	延長（m）	設置区分	備考
1	諏訪沢地区	243.5	民有地	仮設式吹溜柵
2	泉野地区	195.5	民有地	仮設式吹溜柵
3	宮田地区	75.5	民有地	仮設式吹溜柵
4	三本木地区	156.0	市有地	固定式吹払柵
5	金浜地区	61.7	民有地	仮設式吹溜柵
6	大別内地区	205.8	民有地	仮設式吹溜柵
7	原別地区	24.0	民有地	仮設式吹溜柵
8	浜館地区（浪打戸山線）	701.0	市有地	固定式吹払柵
9	高田地区	496.0	市有地	固定式吹払柵
10	荒川地区	812.0	市有地	固定式吹払柵
11	牛館地区	78.9	民有地	仮設式吹溜柵
12	左堰地区	96.0	民有地	仮設式吹溜柵
13	浪岡地区（稲本7号線）	1,233.0	市有地	固定式吹払柵
14	浪岡地区（沖嶋田線）	304.0	市有地	固定式吹払柵
15	浪岡地区（山路1号線）	168.0	市有地	固定式吹払柵
16	浪岡地区（吉内稲村線）	1,295.0	市有地	固定式吹払柵
17	浪岡地区（中野線）	494.0	市有地	固定式吹払柵
計17路線		6,639.9		

（7）恒久的な雪処理施設による雪対策

雪対策の一層の充実を図るため、流雪溝管理組合等との協力の下、既設の流・融雪溝やロードヒーティング等恒久的な雪処理施設の効果的な活用に努める。（資料 6 及び 7）

また、河川水等を利用した流･融雪溝を計画的に整備し、市民による雪の自主的処理により、冬期間の快適な生活空間を創出する。

令和 8 年度においては、佃地区の全線供用を目指すとともに、篠田地区及び北中野地区で供用開始に向けた整備を進める。

（8）住民の自主的排雪への協力（浪岡地区）

地域住民が一体となって、自主的に協力を申し出、自宅、商店前等の通学路拡幅や歩道の確保に努め、状況により協議が整った場合、計画路線及び計画路線以外の路線においても、除雪機械等による支援を行うものとする。

（9）浪岡地区りんご園地基幹農道除雪の実施

雪害によるりんご樹の被害を最小限に抑えるため、基幹農道除雪の早期実施や応急除雪対応の体制構築が図れるよう、りんご生産者団体や関係課と協議しながら基幹農道除雪体制の強化に向けた取組を実施する。（資料 8）

（10）除排雪功労者表彰制度

除排雪業務従事者の意欲向上を図るとともに、除排雪作業の社会的評価を高め、一層の除排雪作業の向上を目的に、除排雪功労者表彰制度を実施する。表彰者は下記の基準により決定する。

【基準】

① 除排雪技術の向上及び継承、人材育成への取り組みに協力した事業者等
② 除排雪業務に 20 年以上従事し、他の者の模範となる個人
③ 除排雪業務や関連する事業等において特に優れた功績を果たした事業者等

（11）除雪オペレーター担い手育成支援（除排雪力向上連携ネットワーク形成事業）

除排雪業務の担い手となる除雪オペレーターを安定的に確保・育成し、冬期間の安全で安心な交通を確保するため、青森圏域の市町村が委託する道路除排雪事業者及び下請承認を受けた事業者に、雇用されている者、もしくは雇用される見込みである者、または、青森圏域の市町村が実施する道路除排雪作業に従事する予定の会計年度任用職員等に対し、除排雪作業従事に必要な下記講習の受講料及び教材費について 2 分の 1（1 人当たり上限 2 万円、1 社当たり 5 人を上限）を補助する。

- ▷ 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育
- ▷ 労働安全衛生法別表第 18 第 31 号の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ▷ 一般社団法人日本建設機械施工協会東北支部が主催する道路除雪に関連する講習

（12）冬期間における通学路の安全確保

「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、以下の取組を実施する。

① 青森市通学路交通安全推進会議における協議を踏まえ「除雪計画一覧」を作成し、国・県・市の関係機関や各学校と除排雪スケジュールを共有しながら、計画的に通学路の除排雪を実施する。

② 「除雪計画一覧」のうち、降雪の状況により除排雪の対策が緊急に必要となった箇所につ

いては、各学校が教育委員会及び道路管理者に対して除雪要望緊急連絡票を提出し、国・県・市の各道路管理者が除排雪を実施する。

③　前年度実績を反映した「除雪計画一覧」を基に、除排雪作業の完了までに時間を要した箇所や、新規に対応が必要となった箇所について、除雪要望緊急連絡票が提出された際には、教育委員会と道路管理者とで現場写真等を用いて情報を共有し、協議することで速やかな除排雪作業につなげ、冬期間における通学路の安全確保を図る。

(13)「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」の遵守

「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」（以下「条例」という。）に定める市、市民、事業者のそれぞれの役割や遵守事項を PR するとともに、市民及び事業者が雪処理するに当たって遵守すべき事項に反し、冬期における道路交通の確保、市民生活の安定に影響を及ぼす事象を引き起こした者で悪質又は注意を促したにもかかわらず、その行為を止めない者に対して、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずることも含め遵守の徹底を図る。

＜青森市市民とともに進める雪処理に関する条例＞

平成十七年四月一日
条例第百四十四号
改正　平成二二年　三月条例第一三号

私たちの住む青森市は、陸奥湾や八甲田山に代表される雄大で緑豊かな自然、三内丸山遺跡やねぶた祭に代表される世界に誇る歴史と文化を有する北の中枢都市です。

その一方で、人口約三十万人を擁する都市としては、国内外でも有数の豪雪都市であり、雪による障害を乗り越え、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは永遠の命題となっています。

この命題を克服し、冬期において市民の生活の豊かさと活力を呼び起こし、降雪期の市街地における利便性を確保するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働することが必要です。

私たち青森市民一人ひとりが、互いに支え合いながら効率的に雪処理を行うことに努め、冬期において誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

（目的）

第一条　この条例は、市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることを目的とする。

（市の責務）

第二条　市は、この条例の目的を達成するため、雪処理に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これに基づく施策を連携して実施するよう努めなければならない。

２　前項の基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　道路交通の確保のために行う除排雪に関する事項

二　雪に強い都市基盤の整備に関する事項

三　市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項

四　その他雪処理に関し必要な事項

３　市は、道路交通の確保等を効率的に行うため、毎年度、当該年度の車道及び歩道等の除排雪に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、公表するものとする。

４　市は、基本計画及び事業計画の実施に当たっては、市民等に当該計画の周知を図り、市民等の協力が得られるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第三条　市民は、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うものとする。

２　市民は、地域の高齢者世帯、障害者世帯等のうち、特に援護を必要とする世帯の雪処理への支援に努めるものとする。

３　市民は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

（事業者の責務）

第四条　事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理するものとする。

２　事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合うものとする。

３　事業者は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

（遵守事項等）

第五条　市民等は、冬期における市民生活の安全を確保するため、雪処理を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

一　国、県又は市によって除排雪される道路（第三項において「道路」という。）には、みだりに自己の使用する敷地内の雪を出さないこと。

二　河川、水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼさないようにすること。

２　市民等は、建築物等を新築（増築及び改築を含む。）する場合には、当該建築物等の敷地内における雪の堆積場所の確保、屋根の無落雪化等により、道路交通への支障、隣地への落雪、河川等の流水への支障等の迷惑を及ぼさないように十分配慮しなければならない。

３　市民等は、自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を道路に駐車するときは、違法駐車等（法第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の三第三項の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条（第三項を除く。）の規定に違反する行為をいう。）に該当しない場合であっても、除排雪作業の支障とならないようにしなければならない。

（勧告）

第六条　市長は、前条第一項又は第三項の規定が守られないことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しい支障が生じると認めるとき又は除排雪作業に支障が生じると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

２　市長は、市民又は事業者が前条第二項の配慮を欠くことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しく支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（委任）

第七条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

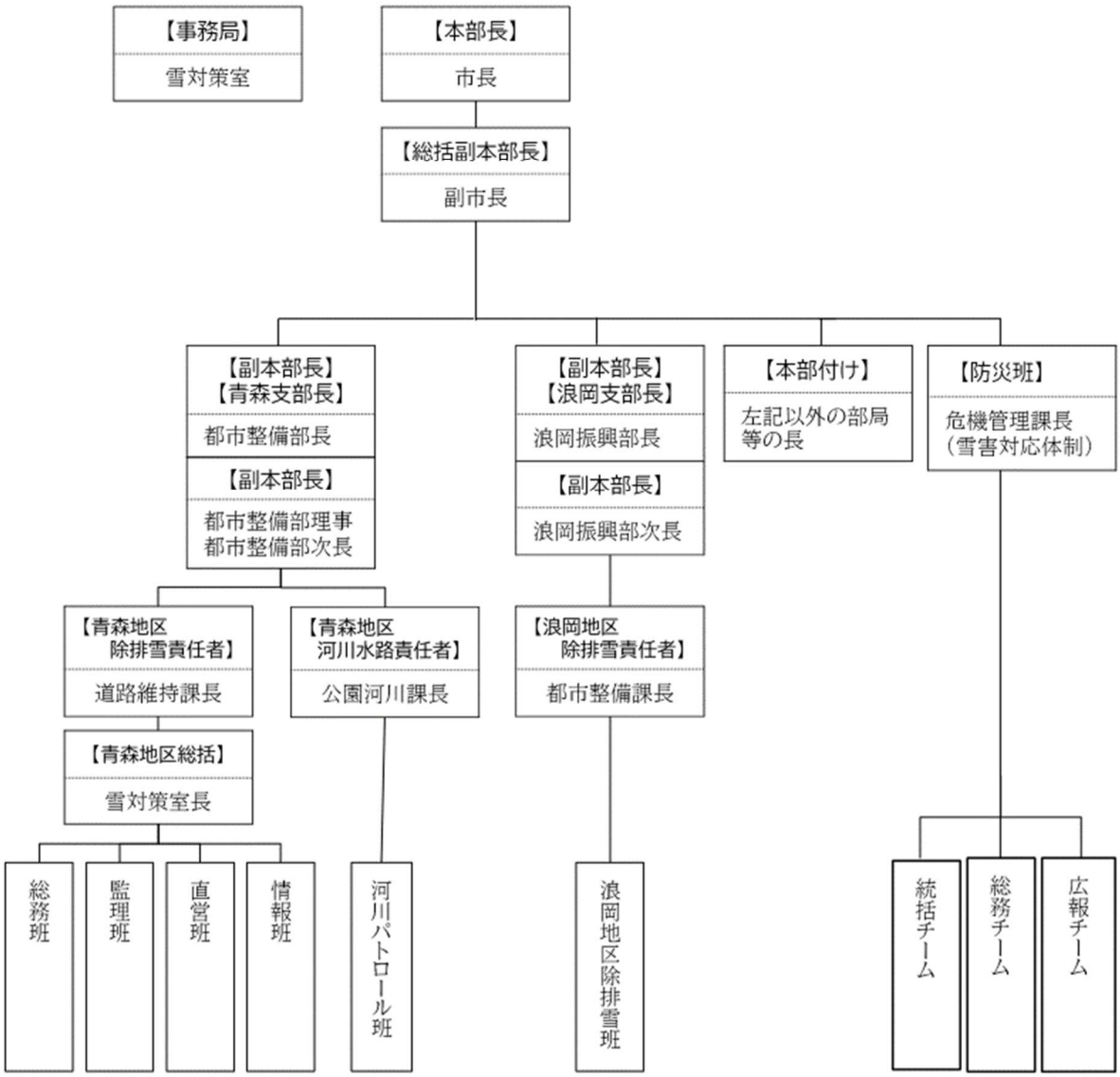
附　則（平成二二年三月条例第一三号）

（施行期日）

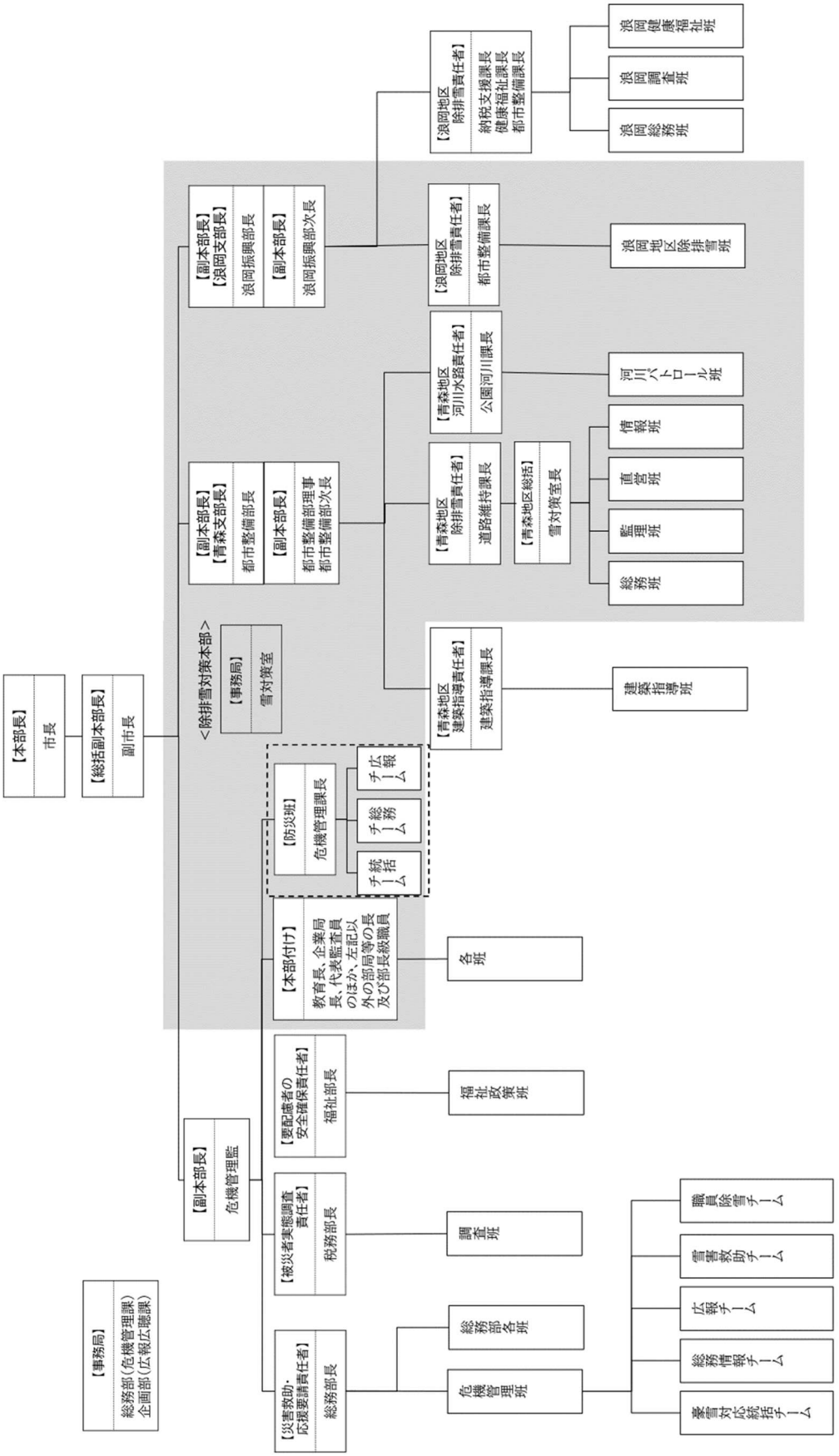
この条例は、平成二十二年四月十九日から施行する。

7　資料編

【資料１　除排雪対策本部組織図】



【資料２　豪雪災害対策本部組織図】



本部体制	除排雪対策本部		豪雪災害対策本部
事務局	都市整備部道路維持課		総務部危機管理課
設置基準	【通常体制】 令和８年 11 月１日	【集中降雪等警戒体制】 ▷青森地方気象台から大雪に関する気象情報等が発表された場合。 ▷上記によらない場合でも、市内の降雪状況又は道路状況等により、道路交通への重大な影響が見込まれる場合。 【雪害対応体制】 ▷花園・浪岡の積雪深が 100ｃｍを超えた場合又は超えることが見込まれる場合。 ▷上記によらない場合でも、蓄積雪により市民生活への大きな支障が生じるおそれがある場合。	青森地方気象台における積雪深が 150cm 以上となることが見込まれ、市内において豪雪による災害が発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合
取組	【通常時から実施する取組】 ＜総務班＞ ▷ 本部の庶務 ▷ 除排雪全体の総括 ＜監理班＞ ▷ 除排雪全体の指令、その他事業者への指示等 ▷ 道路状況の把握、市民からの相談対応 ＜直営班＞ ▷ 市有除排雪重機による歩道除雪等の実施 ＜情報班＞ ▷「雪に関する市民相談窓口」を設置し、市民からの雪に関する要望・相談内容を各所管課等へ伝達 ▷ 道路除排雪の指令状況を本市 HP で公開 ▷ 生活関連注意情報等の提供 ＜市民生活の安定確保＞ ▷ 市民向け雪寄せ場の確保（公園等の公共用地） ▷ 屋根の雪下ろし費用助成制度の実施 ▷ 除雪ボランティア活動団体へのハンドガイド式小型除雪機・除雪用具の貸出しや活動支援	【集中降雪等警戒体制時に実施（強化）する取組】 ＜監理班＞ ▷ 市民からの要望・相談等を担当する者の増員 ＜情報班＞ ▷「雪に関する市民相談窓口」の体制強化 ＜除排雪の強化＞ ▷ 各道路管理者との連絡・調整 ▷ 東青除排雪協会及び浪岡除雪災害防止対策協議会への応援体制に係る事前協議・調整 ▷ 災害時相互応援協定に基づく除排雪応援の受入に係る県、他市町村との事前協議・調整 【雪害対応体制時に実施（強化）する取組】 ＜総務班＞ ▷ 国、県及びその他防災関係機関との連絡調整 ＜市民生活の安定確保の強化＞ ▷ 市民雪寄せ場の排雪の実施 ▷ 屋根の雪下ろし費用助成制度の拡充 ▷ バスダイヤの確保・停留所の安全確保 ▷ 空き家の屋根雪処理対応の強化（危険排除対応） ▷ 雪害危険箇所の監視等の強化（国・県等機関との連携強化） ＜防災班＞ ▷ 全庁での情報共有・、市民への情報発信等を実施 ＜豪雪災害対応に係る事前準備＞ ▷ 高齢者世帯等除雪支援隊の設置準備 ▷ 緊急屋根雪下ろしの実施に向けた検討 ▷ 災害ボランティアセンターの設置に向けた関係機関等との協議調整	＜総務班＞ ▷ 国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等 ＜監理班＞ ▷ 市民からの要望・相談等を担当する者の増員 ▷ 市有除排雪重機等の効率的な投入、運用の指示 ＜直営班＞ ▷ 歩道等人力除雪隊の設置（歩道等の確保） ＜除排雪の強化＞ ▷ 東青除排雪協会及び浪岡除雪災害防止対策協議会への応援の検討・要請 ▷ 災害時相互応援協定に基づく除排雪応援受入の検討・要請 ▷ TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊：国土交通省）の派遣の検討・要請 ＜市民生活の安定確保の強化＞ ▷ 要配慮者の安全確保対策 ▷ 高齢者世帯等除雪支援隊の設置 ▷ 緊急屋根雪下ろしの実施 ▷ 災害ボランティアセンターの設置の検討・設置 ▷ 災害救助法の適用の検討・要請 ▷ 災害対策基本法に基づく自衛隊の災害派遣の検討・要請 ▷ 被災住家等の被害状況及び被害者実態調査 ▷ 建築物等の応急危険度判定 ▷ 道路、河川、上下水道施設等の被害調査及び応急対策 ▷ 市有施設の被害調査及び応急対策 ▷ 各産業の被害調査及び応急対策
解除基準	【通常体制】 令和９年３月 31 日	【集中降雪等警戒体制】 ▷移行要因となった状況が解消されたと判断した場合。 【雪害対応体制】 ▷花園・浪岡の積雪深が 100ｃｍを下回り、その後の降雪状況を踏まえ市民生活への影響等を総合的に勘案し、大きな支障のおそれがないと判断した場合。	市内の観測地点（花園、浪岡）における積雪深が 100cm を下まわり、それ以後の降雪状況や道路状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがないと判断する場合

【資料４　パトロール班担当区域図（青森地区）】



【資料 5　除排雪延長】

（工区･幹線･狭隘等）

年　度			令和7年度		令和8年度		除排雪延長構成（%）	除排雪延長増減（km）
区　分			工区･路線数	除排雪延長（km）	工区･路線数	除排雪延長（km）		
青森地区	工区	一般委託	170	759.54	172	759.40	55.35%	△ 0.14
		指定委託	22	103.19	23	103.19	7.52%	0.00
		小 計	192	862.73	195	862.59	62.87%	△ 0.14
	幹線	幹線	36	138.90	36	139.92	10.20%	1.02
		補助幹線	58	76.71	61	76.53	5.58%	△ 0.18
		郊外幹線	38	115.76	38	115.51	8.42%	△ 0.25
		小 計	132	331.37	135	331.96	24.19%	0.59
	狭 隘 路 線		393	38.52	397	38.68	2.82%	0.16
	計		717	1,232.62	727	1,233.23	89.88%	0.61
浪岡地区	通常除雪(工区)		22	136.20	22	136.20	9.93%	0.00
	狭 小 路 線		26	2.62	26	2.62	0.19%	0.00
	計		－	138.82	－	138.82	10.12%	0.00
合　計			－	1,371.44	－	1,372.05	100.00%	0.61

（歩道）

年　度		令和7年度		令和8年度		路線数増減	除排雪延長増減（km）
区　分		路線数	除排雪延長（km）	路線数	除排雪延長（km）		
青森地区	幹　線	122	133.78	122	133.78	0	0.00
	狭隘･橋梁部	53	25.16	53	25.16	0	0.00
	車道排雪時	42	34.17	42	34.17	0	0.00
	計	217	193.11	217	193.11	0	0.00
浪岡地区		14	8.41	14	8.41	0	0.00
歩 道 計		231	201.52	231	201.52	0	0.00

（その他）

年　度		令和7年度		令和8年度		路線数増減	除排雪延長増減（km）
区　分		路線数	除排雪延長（km）	路線数	除排雪延長（km）		
青森地区	山間部路線	3	21.50	3	21.50	0	0.00
浪岡地区	非住居地区	105	84.21	105	84.21	0	0.00
	公共施設等	56	6.18	56	6.18	0	0.00
	計	161	90.39	161	90.39	0	0.00
合　計		164	111.89	164	111.89	0	0.00

※ 山間部路線については、3月以降に1回程度、除排雪を実施する。
　このほか、浪岡地区においては、公共施設内の除排雪も実施する。

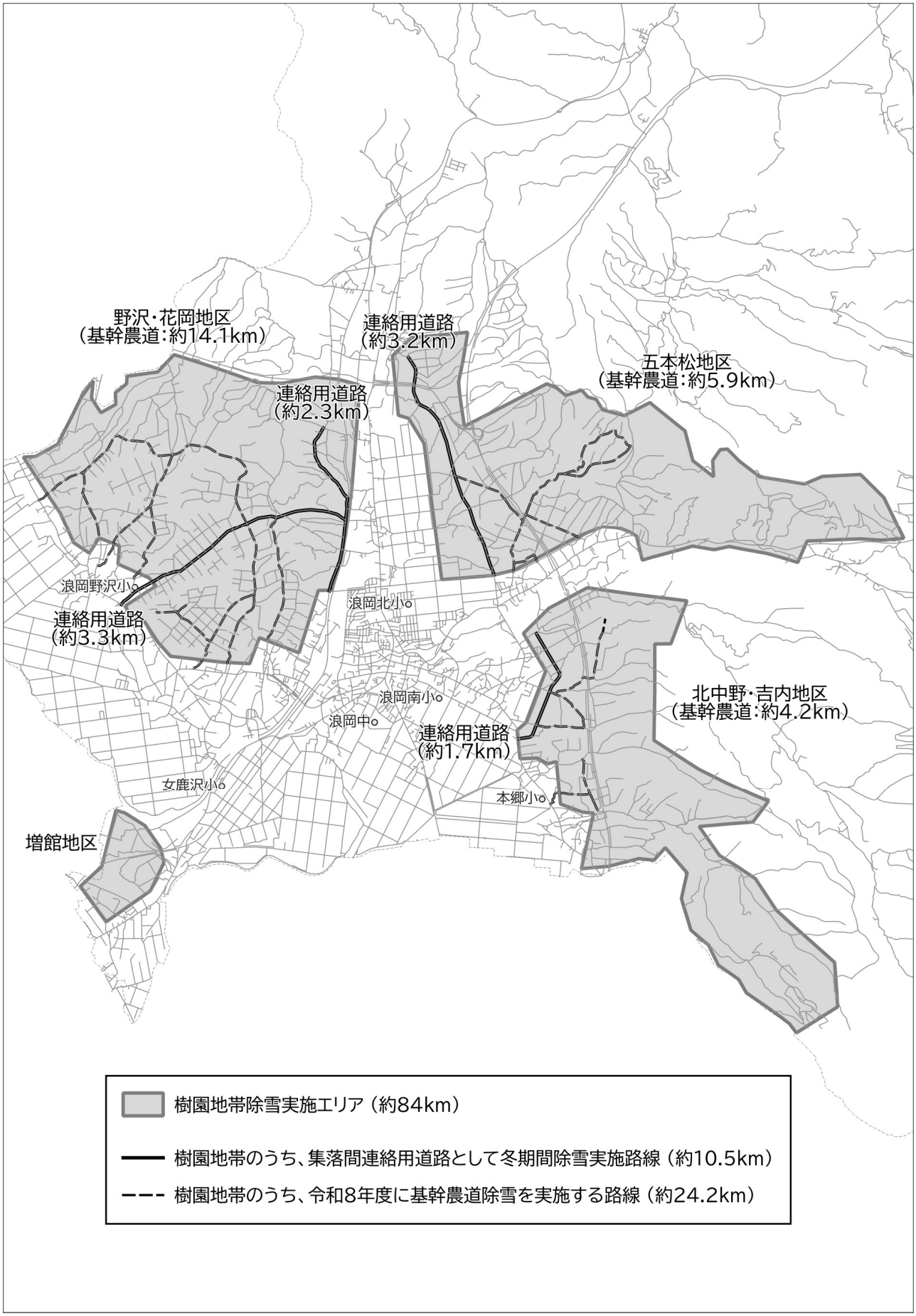
【資料６　流・消・融雪施設の設置状況（青森地区）】

流雪溝	河川利用方式	流雪溝整備事業	○大野堰 L＝9,436m　○横内 11 号線 L＝430m　○横内 10 号線 L＝195m ○奥野地区 L＝1,563m　○本泉地区 L＝2,079m　○新町野地区 L＝1,000m ○桜川・筒井地区 L＝15,304m　○北蛍沢地区 L＝823m　○佃地区 L＝10,231m ◎計…L＝41,061m	市
			○荒川地区 L＝2,124m　○横内地区 L＝2,879m　○松原地区 L＝3,301m ○鶴ヶ坂地区 L＝1,119m　○戸門地区 L＝2,777m　○後潟地区 L＝8,012m ○桜川・筒井地区 L＝1,339m　○篠田地区 L＝861m ○原別造道地区 L＝2,707m　◎計…L＝25,119m	県
		雪国快適環境整備事業	○浪館流雪溝 L＝1,198m	市
	都市下水路 利用方式	都市下水道 雪対策流雪溝	○油川沢田地区 L＝1,250m　○八甲水路投雪口設置 16 箇所	市
	海水利用方式	海水利用流雪溝	○瀬戸子・奥内地区 L＝1,613m　○前田・内真部地区 L＝4,280m ○西田沢地区 L＝804m　○奥内地区 L＝1,630m　○飛鳥・夏井田地区 L＝3,240m ○原別地区 L＝1,411m　○久栗坂地区 L＝1,177m　○野内地区 L＝2,032m ○浅虫地区 L＝2,600m　○油川地区 L＝7,840m　◎計…L＝26,627m	県
			○野内地区 L＝570m　○油川地区 L＝1,435m　○矢作地区 L＝1,592m ◎計…L＝3,597m	市
	下水道処理水 利用方式	アメニティ下水道 モデル事業	○造道地区 L＝711m	市
		積雪対策 下水道事業	○八重田地区 L＝2,106m　○東造道地区 L＝1,539m　○赤川右岸地区 L＝371m ◎計…L＝4,016m	市
		凍雪害防止事業	○造道地区 L＝1,640m	県
	合流下水管 利用方式	まちなかｺﾐｭﾆﾃｨ雪 処理事業	○北金沢地区 61 基　○中央･橋本地区 37 基　○青柳地区 42 基　○古川地区 13 基 ○本町地区 17 基　○新町・安方地区 21 基　○浪打地区 16 基　◎計…207 基	市
消融雪溝	排湯利用方式	融雪溝整備事業	○出町温泉 L＝1,249m　○沖館温泉 L＝1,010m　○多喜の湯 L＝295m ○小柳温泉 L＝582m　○（旧）ラドンセンターL＝467m ○南部屋 L＝150m　○あさひ温泉 L＝371m　○佃温泉 L＝1,097m ◎計(9 箇所)…L＝5,221m	市
融雪施設	埋設管方式	温水循環方式 路面融雪	○大谷地区 L＝1,236m　○青森駅前歩道 A＝1,499 ㎡　○新青森駅東口歩道 A＝1,434 ㎡ ○新青森駅西口歩道 A＝299 ㎡　○新青森駅南口歩道 A＝526 ㎡ ○サンドーム駐車場 A＝1,805 ㎡	市
	地熱融雪	地熱利用融雪	○庁舎前通路 A＝210 ㎡　○庁舎前駐車場 A＝230 ㎡ ○古川長島通り線①L＝920m ○うとう橋通り線 L＝1,393m (国：国道 4 号中央･橋本･堤町 L＝1,624m、久栗坂トンネル L＝102m 県：県道荒川青森(停)線新町～古川地区歩道 L＝542m、青森環状野内線(北金沢)L＝780m) ○古川長島通り線②L＝180m　○安方長島通り線 L＝450m ○平和公園通り線 L＝374m	市他
	散水融雪	海水散水消雪	○新町通り L＝880m	県
	海水熱融雪	海水熱利用融雪	○八甲通り線歩道 L＝1,000m	市
			○青森ベイブリッジ L＝1,472m	県
	廃熱利用融雪	廃熱利用	○市民病院玄関前通路 A＝750 ㎡ ○荒川青森停車場線(柳町通り)L＝705m（休止中）	市
	電熱融雪	路面融雪	○国道 4･7 号古川～中央・本町地区歩道等 L＝2,815m	国
			○青森環状野内線(古川地区)L＝500m　○スカイブリッジ L＝774m ○荒川橋 L＝112m　○鶴ヶ坂千刈線(福祉庁舎前)L＝58m　◎計…L＝1,444m	県
			○原別跨線橋 L＝60m　○甲田橋 L＝61m　○福田橋 L＝116m ○旭町地下道 L＝662m　○松園橋 L＝78m　○小柳橋 L＝46m　○西滝地下道 L＝210m ○小柳歩道橋 L＝20m　○あすなろ橋 L＝385m　○うとう橋 L＝66m ○米田架道橋 L＝57m　○古川跨線橋斜路 L＝70m　○桜川橋 L＝120m ○文化会館前歩道 L＝326m　○浅虫ゆうやけ橋 L＝117m ○とおりゃんせ橋(出入口部)L＝16m　○桐の沢橋 L＝43m　○小柳跨線橋 L＝52m ○問屋橋 L＝96m　○浜館跨線橋 L＝434m　○松桜橋 L＝112m　○矢田前地下道 L＝21m ○相野橋 L＝30m　○平岡新橋 L＝52m　○三内西小学校通学路 L＝108m ○里見丸山線階段部 L＝8m　○新青森駅南通り線 L＝123m　○古館地下道 L＝31m ○3・2・2 号内環状線 L＝609m　◎計(30 箇所)…L＝4,129m	市
			○西滝大橋側道 A＝546 ㎡　○西滝大橋階段 A＝87 ㎡　○浅虫人道橋 A＝845 ㎡ ○中央大橋 A＝601 ㎡　○大野歩道橋 A＝66 ㎡　○大釈迦歩道橋 A＝57 ㎡ ○浪岡歩道橋 A＝86 ㎡　◎計…A＝2,288 ㎡	県
			○文化会館前 A＝1,011 ㎡　○駅前公園地下駐車場 A＝397 ㎡ ○庁舎前駐車場 A＝351 ㎡　○夜間急病センター前 A＝94 ㎡ ○新青森駅西口立体駐車場 A＝703 ㎡　◎計…A＝2,556 ㎡	市

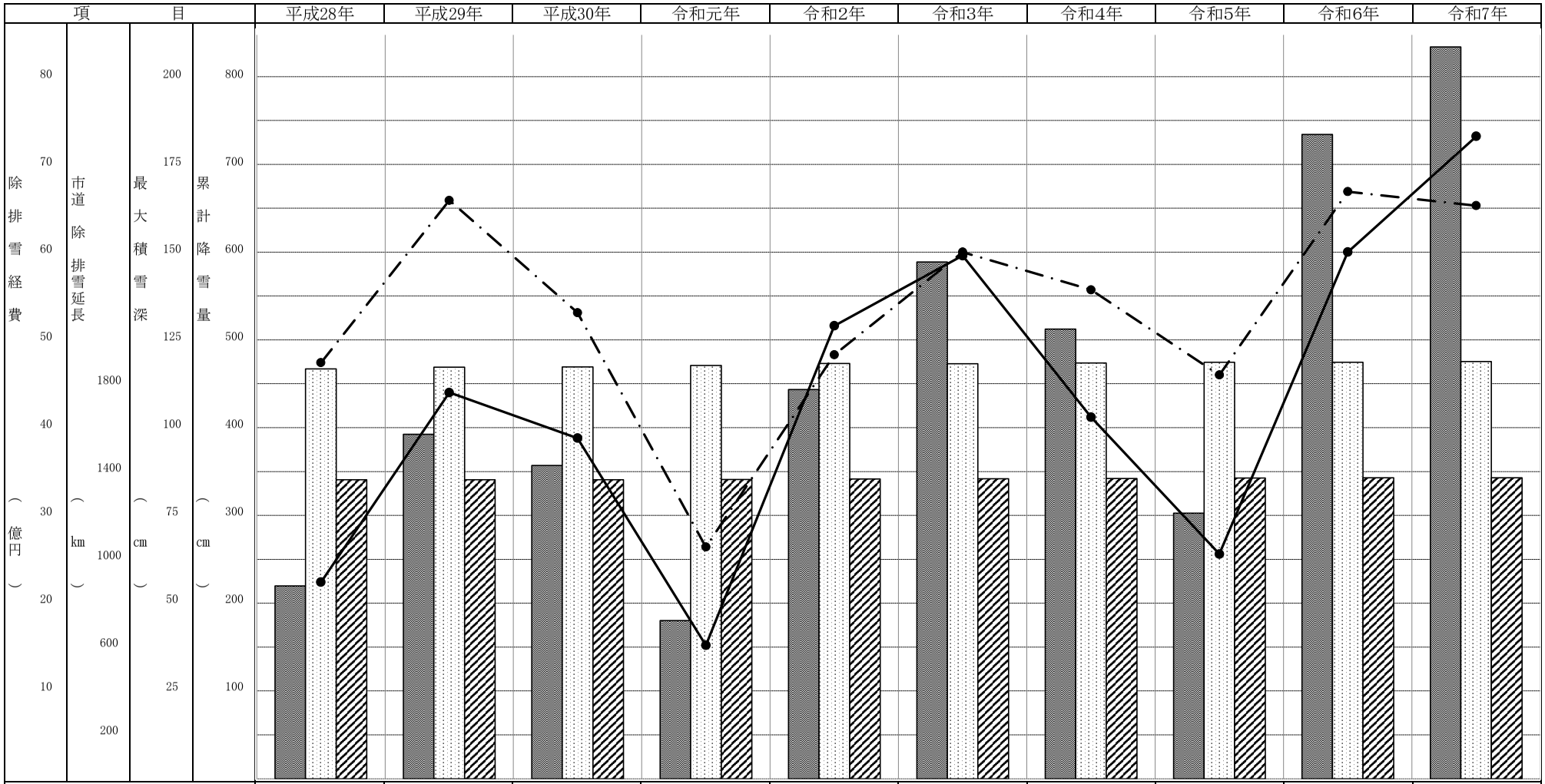
【資料７　流・消・融雪施設の設置状況（浪岡地区）】

流雪溝	河川水利用方式	○大鰐浪岡線 L＝1,042m　○五所川原浪岡線(浪岡～女鹿沢)L＝1,133m　○浪岡(停)線 L＝981m ○浪岡北中野黒石線 L＝3,686m　○浪岡藤崎線　L=2,280m　○下村線 L＝240m　◎計…L＝9,362m	県
		○停車場稲村線 L＝806m　○浪岡仲町線 L＝468m　○稲村平野線 L＝653m　○細田川合線 L＝100m ○下町北線 L＝172m　○細田 3 号線 L＝326m　○浦町線 L＝229m　○若松 4 号線 L＝110m ○東種本 1 号線 L＝55m　○下村線 L＝1,923m　◎計…L＝4,842m	市
	井戸水利用方式	○旧国道 7 号線(浪岡～大釈迦)L＝1,020m	国
		○五所川原浪岡線(郷山前～樽沢)L＝3,263m　○常海橋銀線 L＝945m ◎計…L＝4,208m	県
		○東花岡平野線 L＝185m　○東種本浅井線 L＝818m　○浅井野脇線 L＝2,310m ○赤川 10 号線 L＝540m　○赤川 15 号線 L＝630m　○平川線 L＝640m ○大谷幼稚園通り線 L＝534m　○平野 6 号線 L＝464m　○平野 19 号線 L＝421m ○長沼南大線 L＝1,148m　○郷山前学校線 L＝1,134m　○狐森線 L＝2,912m ◎計…L＝11,736m	市
消融雪溝	排湯利用方式	○ポパイ温泉 L＝193m　◎計(1 箇所)…L＝193m	市
融雪施設	埋設管方式	○青森浪岡線(王余魚沢)L＝1,320m　○五所川原浪岡線(花岡)L＝308m	県

【資料８　浪岡地区りんご園地基幹農道除雪 実施路線図】



青森市の降・積雪と除排雪経費（年度比較）



項目	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
除排雪経費　（実績千円）	2,533,507	3,925,360	3,570,138	1,801,166	4,434,854	5,887,130	5,122,620	3,026,253	7,339,344	8,338,216
市道延長　（km）	1,868	1,876	1,876	1,884	1,892	1,892	1,895	1,898	1,898	1,901
除排雪延長　（km）	1,363	1,363	1,363	1,364	1,366	1,367	1,369	1,370	1,371	1,371
最大積雪深　（cm）	56	110	97	38	129	149	103	64	150	183
累計降雪量　（cm）	474	659	531	264	483	600	557	460	669	653
雪堆積場箇所数(積雪融雪処理槽含む)	34	35	35	35	35	35	37	37	38	38
一人当たり除排雪経費　（千円）	8.7	13.6	12.5	6.4	15.9	21.3	18.8	11.2	27.7	31.9
一世帯当たり除排雪経費（千円）	18.6	28.8	26.2	13.2	32.5	43.0	37.5	22.2	53.9	61.4

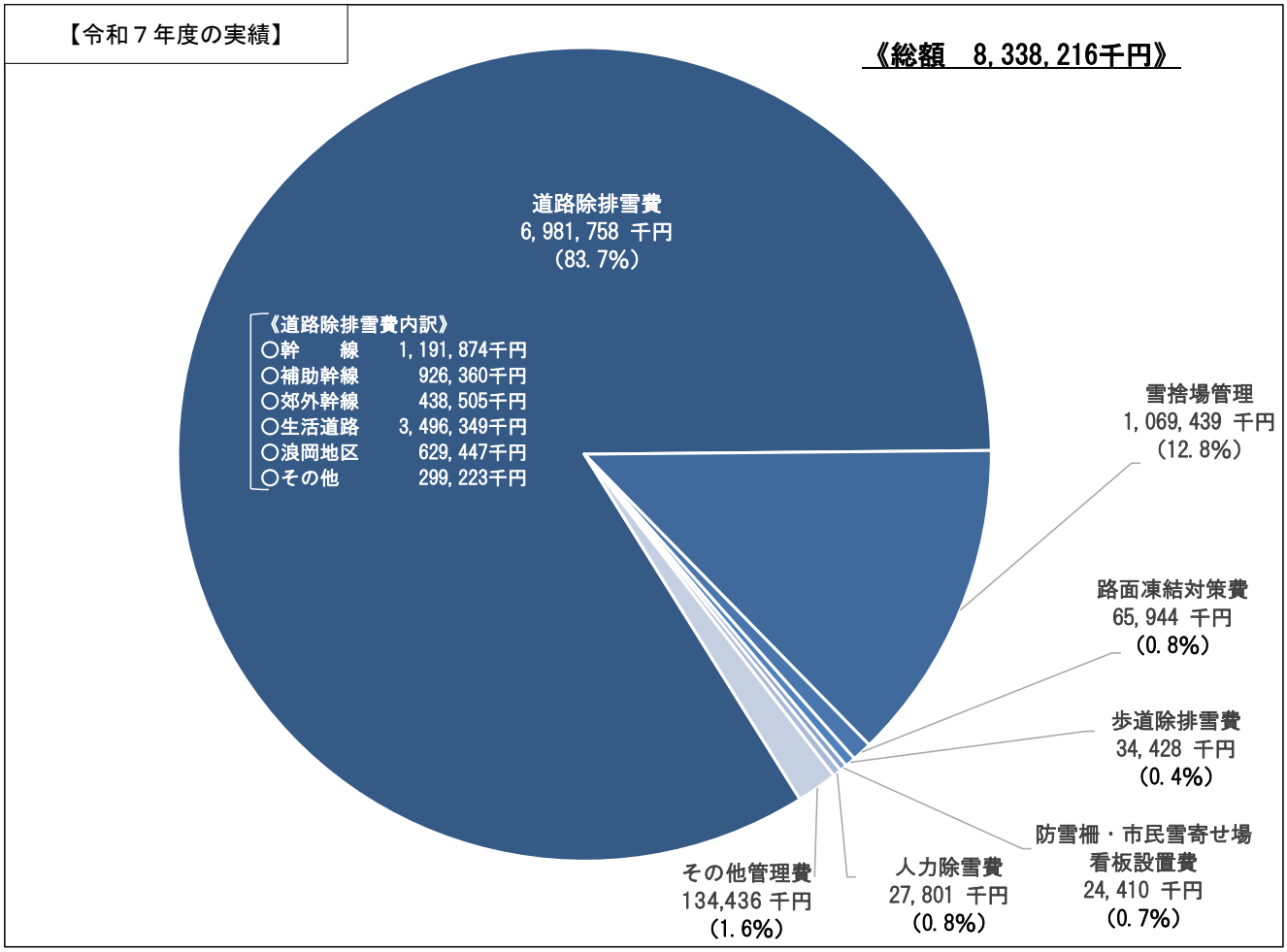
※最大積雪深、累計降雪量については、当年11/1から翌年3/31までの気象庁データより集計 気象庁データより集計

除 排 雪 経 費 の 内 訳

【区分別事業費内訳】

（単位：千円）

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和7年度	内　　容
道路除排雪費	2,475,328	5,981,328	6,981,758	幹線や補助幹線などの路線や生活道路の除排雪作業に要する経費。
雪捨場管理	315,484	1,049,153	1,069,439	除排雪業者や市民の雪捨て場の管理・運営に要する経費
路面凍結対策費	122,694	124,404	65,944	路面凍結対策として、交差点や橋梁付近へ凍結防止剤を散布するために要する経費
歩道除排雪費	11,963	47,057	34,428	歩道の除排雪作業に要する経費
防雪柵・市民雪寄せ場看板設置費	22,419	22,973	24,410	吹き溜まりのできやすい箇所へ防雪柵を設置するのに要する経費
人力除雪費	24,729	25,847	27,801	バス停等の機械除雪で対応できない場所の人力除雪に要する経費
その他管理費	53,636	88,582	134,436	パトロール業務や除雪機械の貸与、除排雪のＰＲチラシの配布などに要する経費
合　　計	3,026,253	7,339,344	8,338,216	



令和８年度　除排雪事業実施計画

【問い合わせ先】

青森地区

青森市都市整備部道路維持課	017-752-8584
青森市総務部危機管理課	017-734-5059
青森市福祉部福祉政策課	017-734-5313
青森市社会福祉協議会	017-723-1340
青森市教育委員会事務局学務課	017-718-1402

浪岡地区

青森市浪岡振興部都市整備課	0172-62-1116
青森市浪岡振興部健康福祉課	0172-62-1134